

# 建設建築委員会記録(No.14)

1 日 時 令和7年10月6日(月)  
午前 9時59分 開会  
午前11時37分 閉会

2 場 所 第2委員会室

## 3 出席委員(9人)

委員長	森 結実子	副委員長	中 島 隆 治
委員	佐 藤 栄 作	委員	田 仲 常 郎
委員	片 山 尹	委員	成 重 正 丈
委員	山 崎 英 樹	委員	山 内 涼 成
委員	井 上 純 子		

## 4 欠席委員(0人)

## 5 出席説明員

技術監理局長	尊 田 利 文	技術部長	井 上 和 広
技術企画課長	鈴 木 啓 介	技術管理課長	武 宮 史 宜
契約部長	藤 原 孝 行	契約制度課長	廣 渡 実 和
都市戦略局長	小 野 勝 也	総務政策部長	大 迫 道 広
総務課長	石 橋 孝 通	計 画 部 長	南 孝 昌
都市計画課長	内 藤 隆	都市再生推進部長	正 野 睦 朗
小倉・黒崎再生担当部長	中 原 康 裕	小倉再生担当課長	御 舩 雅 寛
緑政課長	上 田 治 史	都市整備局長	持 山 泰 生
総務用地部長	井 上 尚 子	総 務 課 長	平 野 伸 治
河川公園部長	竹 島 久 美	神嵐川旦過地区整備室長	草 野 尚 嗣
公園管理課長	岡 村 宏 幸	みどり公園課長	稲 木 禎 徳
交通局長	白 石 基	交通局次長	河 端 隆 一
総務経営課長	肥 塚 秀 夫		外 関係職員

## 6 事務局職員

委員係長 伊藤大志 書記 小野佳奈子

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第115号 北九州市手数料条例の一部改正について	可決すべきものと決定した。
2	議案第120号 高規格救急自動車の取得について	
3	議案第121号 30メートル級はしご付消防自動車の取得について	
4	議案第122号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について	
5	議案第123号 救助工作車(Ⅱ型)の取得について	
6	議案第124号 化学消防ポンプ自動車の取得について	
7	議案第125号 普通消防ポンプ自動車(非常備用)の取得について	
8	議案第126号 北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について	
9	議案第127号 門司港地域複合公共施設新築工事請負契約締結について	
10	議案第128号 門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約締結について	
11	議案第129号 門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約締結について	
12	議案第130号 小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について	
13	議案第133号 所有権移転登記手続の請求に関する訴えの提起について	
14	議案第135号 令和7年度北九州市一般会計補正予算(第3号)のうち所管分	

15	請願第1号外15件について	別添請願・陳情一覧表のうち、請願1件及び陳情15件について、閉会中継続審査の申出を行うことを決定した。
16	公共インフラの適切な維持管理・整備について外2件	別添所管事務調査一覧表の事件について、閉会中継続調査の申出を行うことを決定した。
17	令和7年度 X方針について	技術監理局、都市戦略局、都市整備局及び交通局から別添資料のとおり報告を受けた。
18	且過地区土地区画整理事業に関する事業計画変更（案）の縦覧について	都市整備局から別添資料のとおり報告を受けた。
19	皿倉山滑り台あり方検討会議について	

## 8 会議の経過

○委員長（森結実子君） 少し早いですが、開会いたします。

本日は、議案の採決、請願・陳情の審査、所管事務の調査を行った後、技術監理局から1件、都市戦略局から1件、都市整備局から3件、交通局から1件、それぞれ報告を受けます。

初めに、議案第115号、120号から130号、133号及び135号のうち所管分の以上14件を一括して議題とします。

これより採決を行います。

初めに、議案第115号、120号から125号、130号、133号及び135号のうち所管分の以上10件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案10件については、いずれも可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案10件については、いずれも可決すべきものと決定しました。

次に、議案第126号から129号の以上4件について、一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案4件については、いずれも可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。よって、議案4件については、いずれも可決すべきものと決定しました。

以上で議案の審査を終わります。

なお、委員長報告については、正副委員長に一任を願います。

次に、請願・陳情の審査を行います。

本委員会に新たに付託された陳情7件を含む、お手元配付の一覧表記載の請願1件、陳情15件については、いずれも閉会中継続審査の申出を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で請願・陳情の審査を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

お手元配付の一覧表記載の事件について、次の定例会までの間、調査を行うこととし、閉会中継続調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

次に、技術監理局、都市戦略局、都市整備局及び交通局から、令和7年度X方針について、一括して報告を受けます。技術企画課長。

**○技術企画課長** 令和7年度技術監理局X方針について御報告いたします。

タブレット資料、令和7年度技術監理局X方針についての1ページを御覧ください。

まず、各局共通の事項として、局区X方針の概要について御説明いたします。

局区X方針とは、局長、区長等を中心に、局・区の経営的課題を自己点検し、変革課題とその解決に向け当該年度の取組事項を定めたものでございます。

X方針を定める目的は、局長級職員のリーダーシップ発揮による自律的な変革の推進、局内職員への変革マインドの意識づけ、外部公表による市政変革に関する市民への理解浸透と検討過程の透明性の確保の3つがございます。なお、取組の進捗によって抽象的な課題がより具体化した場合など、課題の追加、変更が必要となれば、進捗等の公表に合わせて適宜X方針を修正することとしております。

それでは、引き続きまして、技術監理局の令和7年度のX方針を御説明いたします。

(1)課題数は、Aレベル1件、Bレベル4件の合計5件です。そのうち(2)主な課題・取組内容などについて御説明いたします。

本日は概要のみ御説明しますので、詳細の内容につきましては後ほどタブレットにございま

す資料1のファイルの該当ページを御確認ください。

1つ目は、課題A、契約事務における競争性と透明性のさらなる向上です。令和4年度に随意契約を行った100万円を超える業務委託契約につきまして、プロポーザル等の競争性のある契約が占める割合を、15%から令和8年度までに30%とすることを目標として、令和5年度から随意契約の見直しに取り組んでおります。令和6年度の実績は、目標にはまだ届いていないものの、26%まで上昇しており、引き続きフォローアップを行ってまいります。

随意契約の見直しの詳細につきましては、タブレットにあります資料2にまとめておりますので、後ほど御参照ください。

このほか事業者が参入しやすい仕組みづくりといたしまして、令和7年度は、一定額以上の全ての委託契約結果をホームページ上で公開する、入札等への参入を促すため、事業者向け契約ホームページを参入しやすく分かりやすい内容に再構成する、といった取組を行うこととしております。

タブレットの2ページを御覧ください。2つ目は、課題B、働き方改革・生産性向上に実践的に取り組む地元建設業者の拡大でございます。地元建設業の人手不足対策といたしまして、ICT施工や建設現場のDX化などの導入を促しているものの、効果などに対する理解不足から限定的な実施にとどまっているため、事業者へのさらなる働きかけが必要でございます。そのため、令和7年度は、働き方改革や生産性向上で成果を上げている地元事業者の先進事例を収集した上で、モデルとなるリーディングカンパニーを広く紹介することで、地元建設業界における横展開を図ってまいります。

3つ目は、課題B、持続可能なインフラマネジメントでございます。平成28年に北九州市公共施設マネジメント基本計画社会インフラ版を策定し、施設の更新、管理に取り組んできたところでございますが、今後老朽化施設が急速に増加するため、将来にわたって財政負担を軽減する対策が必要でございます。そのため、令和7年度は、利用実態や重要度に応じた管理水準の見直しを行う、総額を抑制する予防保全型維持管理へ期限を設けて移行する実行計画を定める、更新時期を迎える施設について、利用実態や重要度に応じた集約、廃止の検討を行う、人材育成や組織体制の強化に加え、新技術の活用や民間活力の導入を促進するといった方向性を新たに盛り込むこととし、基本計画を今年度中に改定いたします。

以上で、令和7年度技術監理局X方針についての説明を終わります。

**○委員長（森結実子君）** 都市戦略局総務課長。

**○都市戦略局総務課長** 続いて、令和7年度都市戦略局のX方針について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。まず、中段(1)の課題数です。令和7年度のX方針に掲げた課題数は全部で7件です。このうちAレベルが1件、Bレベルが2件、Cレベルが4件となっております。

次に、その下、(2)の主な課題・取組内容等です。7件の課題のうち主な4件とその取組内容

をまとめております。順に御説明いたします。

まず、課題B、都市機能の更新と町の魅力向上です。主要駅周辺などのエリアにさらなる民間投資を呼び込むことで、エリアの魅力を高めていくことを課題として掲げております。そのため、令和7年度は市の目指すべき都市像を示す都市デザインを、まずは小倉、黒崎地区において策定するとともに、民間投資の誘導策を取りまとめることとしております。また、産業振興、観光振興や防災性向上に資するまちづくりを、優先度を踏まえ推進してまいります。

次のページをご覧ください。課題B、利用者目線による公園の魅力向上です。多様化するニーズへの対応、公園愛護会の減少、公園施設の老朽化等の課題があり、将来にわたり公園を持続可能なものにしていくためのマネジメントが必要であると考えております。そのため、令和7年度は大規模公園についてPark-PFIなどの導入により民間ノウハウを活用した魅力向上を図るとともに、利用者の意見を生かした誰もが使いやすい公園のルールづくりや再整備を行います。また、公園周辺の人口構成や施設老朽化などの現状把握を行い、公園の機能転換や存廃を検討するとともに、スポーツ施設など大型の公園施設については関係部局と連携し、将来を見据えた在り方を検討してまいります。

次に、課題C、将来にわたる公共交通の維持・確保です。交通事業者の経営環境は年々厳しくなっており、将来にわたり公共交通を維持・確保するための取組が必要であると考えています。そのため、令和7年度は公共交通ネットワークの再編に向けた検討を行うとともに、公共交通の利便性の低い地域では福祉部門など他の分野と連携した輸送手段の確保に向けた協議を進めてまいります。

また、おでかけ交通の利便性向上に向け、スマートフォンアプリを用いた新たな予約システムの構築や、AIオンデマンドの実証実験に向けた条件整理などを行うほか、自治会のネットワークを活用し、地域で募集、採用した運転手がおでかけ交通に乗務するとともに、業界の垣根を越えた運転手募集を行う北九州モデルに取り組んでまいります。

最後に、課題C、町なか居住の推進と町の魅力向上です。郊外エリアでの商業、医療等のサービス施設の撤退、公共交通サービス水準の低下、災害のおそれが顕在化していることから、市民生活の質の向上を図る居住誘導が必要であると考えています。そのため、令和7年度は災害のおそれの高い地域等から町なかへの移転費用の一部を補助するとともに、補助の活用につながるよう、支援の研究や国への制度改善の要望を行ってまいります。

また、前の課題で御説明しました将来にわたる公共交通の維持・確保とは、互いに密接な関連性を有することから、一体的な取組を行ってまいります。さらに、令和11年度の立地適正化計画の見直しに向け、居住誘導を図るエリアや誘導策等についての検討に着手します。

令和7年度都市戦略局X方針に関する御説明は以上です。なお、X方針の詳細につきましては、次のページ以後に資料を添付しておりますので、必要に応じて御参照ください。

以上で都市戦略局からの報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森結実子君） 都市整備局総務課長。

○都市整備局総務課長 それでは、令和7年度都市整備局X方針について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。まず、中段(1)の課題数についてです。令和7年度のX方針に掲げた課題数は全部で6件です。このうち、Aレベルが1件、Bレベルが5件となっております。

2ページを御覧ください。(2)の主な課題・取組内容等についてです。6件の課題のうち、主な5件とその取組内容をまとめておりますので、順に御説明いたします。

まず、課題B、利用者目線による公園の魅力向上についてです。公園事業につきましては、令和6年度に都市戦略局と連携して経営分析を行い、公園のさらなる魅力向上に向けた重点課題として、1つ目は、公民連携の拡充、2つ目は、これまで以上に幅広い利用者目線でのニーズ把握、3つ目は、公園愛護会の団体数の減少、4つ目は、公園や大型の公園施設の役割や利用者ニーズに基づく在り方の検討としております。

これらの課題のうち、都市整備局では令和7年度の取組として、1つ目に、公園愛護会の継続に向けた施策を検討するため、公園愛護会にアンケート調査を実施、2つ目として、市民の身近な公園である街区公園を対象に、公園周辺における人口構成や施設の老朽化状況などの現状把握を行い、公園が持つ様々な役割に基づいた評価手法の検討、3つ目として、大型の公園施設については、利用者目線で、ソフト、ハード、立地面からの問題点を把握し、利用者数、コストなどから分析、評価を行った上で、施設の保有や集約、再編の方針について検討を行います。

次に、課題B、持続可能な住宅セーフティーネットの提供についてです。市営住宅については、世帯数の減少予測等に基づく管理戸数の縮減を図るため、団地の活用方針を作成するとともに、計画的な維持管理、集約建て替え及び用途廃止に必要な財源確保や民間住宅の活用などを総合的に展開し、セーフティーネットの中心である市営住宅の持続可能な運営を実現する必要があります。そのため、令和7年度は今後の市営住宅マネジメント計画の取組方針などについて、都市政策や住宅、福祉の学識経験者、建築や不動産関係、権利擁護の有識者による懇談会を設置して意見を伺い、令和8年度以降の取組方針を定めます。

次に、課題B、今後の北九州市住宅供給公社の利活用についてです。北九州市が抱える住宅・建築分野に関する課題である住宅セーフティーネット機能の充実、マンション管理の適正化、施設の適正な維持管理や老朽化対策などについて、効率的、効果的な取組の可能性について検討する必要があります。そのため、令和7年度は住宅・建築分野に関する行政課題を明確にし、今後の北九州市住宅供給公社の新たな業務内容や体制整備等について、引き続きワーキングで協議、検討を行った上で、実施可能性についてまとめ、経営分析にも反映させてまいります。

次のページを御覧ください。課題B、道路橋等の効率的、効果的な維持管理についてです。道路橋など道路施設の老朽化が進行する中、限られた予算と人員により、道路交通の信頼性と

市民の安全・安心を確保するためには、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用した維持管理方法の導入検討や、持続的な財源確保が必要となります。また、道路橋の維持管理を継続していくためには、施設の必要性や利活用による価値の向上、財源確保など、おのおのの道路橋に応じた検討が必要です。そのため、令和7年度は現在通行止めとなっている常盤橋の今後の在り方について地元関係者や地域団体、歴史、木橋、まちづくりの専門家などが参画する在り方検討会を開催いたします。また、本市のシンボルであり重要な幹線道路である若戸大橋の長寿命化と、シンボルとしての価値を高めるため、つり橋部及び若松取付け橋部において橋桁の塗り替え工事を実施いたします。

最後に、課題B、雑草対策の構造改革、除草主体から防草への転換についてです。道路、河川、公園における雑草対策については、伸びたら刈る除草主体の対策から、雑草を生えなくする防草へシフトする構造的な改革に計画的に取り組んでいく必要があります。そのため、令和7年度は昨年度実施した防草の試験施工の効果検証を行うとともに、防草を推進する箇所の選定や新たな対策の検討などを行い、雑草対策の基本的な考え方を示した雑草対策の基本戦略を策定することとしております。

令和7年度都市整備局X方針に関する説明は以上です。なお、北九州市のホームページで公表しております都市整備局X方針の詳細につきましては、次のページ以降に資料を添付しておりますので、後ほど確認ください。

以上で都市整備局X方針に関する報告を終わります。

**○委員長（森結実子君）** 総務経営課長。

**○総務経営課長** それでは、令和7年度交通局X方針について御説明いたします。

タブレットの令和7年度交通局X方針報告ファイルをお開きください。1ページ目の中段を御覧ください。令和7年度交通局X方針におきましては、全4件の課題を設定しており、そのうちAレベルの課題が2件、Bレベル、Cレベルの課題がそれぞれ1件となっております。そのうち、主な課題・取組内容について御説明いたします。

(2)主な課題・取組内容等を御覧ください。課題Aレベルの人事・給与関係業務等のDX化、標準化では、バス運転者の勤務形態の特殊性などから、交通局の一部業務でシステム化やペーパーレス化が進んでいないという状況に対し、運行管理部門を含めた局全体での業務の棚卸しを行うことで、DX化が可能な業務の洗い出しを行うとともに、DX化が困難な業務に関しても事務手続の見直しなどにより可能な限り業務の標準化、一般化を図ることとしております。

2ページをお願いいたします。次に、課題Bレベルの持続可能な交通事業の構築では、令和6年度に外部有識者などから成る市営バス事業あり方・役割検討会議を実施し、市営バス事業の在り方、役割について意見を聴取したところです。令和7年度はこの検討会議で取りまとめた報告書を踏まえ、次期市営バス事業経営計画を策定し、具体的な経営改善策について順次打ち出し、実施していくこととしております。

課題Cレベルの施設、車両の老朽化対応では、厳しい経営状況が続く中でも交通事業を持続可能なものとするためには、施設、車両の維持、更新が必要不可欠です。そのため、収支均衡に向けた経営改善や各種補助金の活用を図るとともに、将来を見据え、財政基盤を整える枠組みについての論点、課題の整理に取り組むこととしております。

以上が交通局の主なX方針でございます。今申し上げました課題、取組内容などを含め、各課題の詳細はタブレットにございます交通局X方針ファイルを御確認ください。

以上で説明を終わります。

**○委員長（森結実子君）** ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。佐藤委員。

**○委員（佐藤栄作君）** 公園についてなんですけれども、公園を持続的に適切に維持管理していくということについて、先ほどの報告の中でもあったんですが、公園愛護会の存在なんですけれども、これまで行政のできないところについて、こうした公園愛護会などのボランティアの皆さんの力を借りながら、公民連携して除草あるいは維持管理をやってきております。ただ、愛護会も高齢化をしたりとか、担い手が不足していつているという現状がある中で、これまでどおりではいけないなということでもいろいろと検討されていると思います。その中で1つ提案というか、やっぱり様々なボランティアや団体等に新たに参画をしてもらう、そういう促進策というものを検討していくべきではないかなと思うんですけれども、その一つとして、例えばこの公園の維持管理に携わってくれる団体等に対して、公園に対するネーミングライツだったりとか利用におけるインセンティブとか、何かしらのメリットを打ち出していくべきではないかなと考えております。

僕自身も今ライオンズクラブに入っているんですけれども、ライオンズクラブの活動として、清掃活動だったりとか献血だったりとか、いろんな奉仕活動をするんですけれども、結構ネタ切れになっているところがあって、何かほかにお役に立てることがないだろうかと、団体の中でもいろんな議論があるんですね。なので、こうしたニーズというのは実は町の中にはあるんじゃないかなと思っていますので、今言ったこうしたメリット、インセンティブ等をしっかり打ち出していくべきではないかな、そのためにもこのニーズの調査をやって、新たな担い手になってくれるようなところはないかというような取組もやってみるべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○委員長（森結実子君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 今御指摘がありましたところで、我々としては、まず、企業であれば例えば応援団というものをやっております。現在、愛護会にもアンケート調査という形で現状を把握して、我々としてどういう支援が可能なのかというところは検討させていただいております。様々なメリット、インセンティブというところも、これからもろもろ研究、勉強させていただ

きたいと思います。我々としても、まず愛護会が活動しやすい仕方ということを第一に今やっておりますので、その中で引き続きいろいろ検討していきたいと考えております。

○委員長（森結実子君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）分かりました。これまでもこうした愛護会の皆さんが活動しやすいようにいろんな工夫ができないかということで検討していただいていると思うんですけども、それはそれとして継続してやっていただきたいんですが、今応援団の話があったんですけども、これも非常にいい取組だなと思うんですが、現状、この応援団がどれぐらい進んでいるんでしょうか。

○委員長（森結実子君）公園管理課長。

○公園管理課長 応援団については、現状17団体となっております。我々も今広報、特に関係団体を通じて、各区役所を通じてだとか、商工会議所に御協力いただいて企業に情報提供したりというところで努力させていただいております。以上でございます。

○委員長（森結実子君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）ぜひ広報を頑張っていただきたいと思うんですが、その広報のやり方というのは具体的にどんなことをやっているんですか。

○委員長（森結実子君）公園管理課長。

○公園管理課長 我々のほうで当然ホームページ等も出しております。先ほど商工会議所に御協力というのが、我々のチラシを商工会議所にお渡しをして、企業に配布するというようなことで協力をしていただいております。以上でございます。

○委員長（森結実子君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）分かりました。いろんなやり方を考えていただいて、まずは現状を知ってもらうということと、そこに参画してもらうことによっていろんなメリットがあるんだよということをしっかり伝えていただきたいなと思うんですけども、こちらのほうから情報を打ち出していくということは大事なんですが、やっぱりそのニーズもしっかり拾うような取組をやっていただきたいなと思います。本当にライオンズクラブとか、ロータリーとかいろいろあると思うんですけど、何か新しいそういう奉仕活動とかボランティアがないかなといつも模索していますので、そこら辺とうまくマッチングできるような取組を考えていただきたいなと思います。

それから、雑草対策の構造改革なんですけれども、現状の除草対策、要するに伸びたら刈るということから、防草対策に転換をしていこうということなんですけれども、僕はやっぱり防草対策が絶対ではないと思っています。基本的には除草対策をしっかりと拡充していくということが根本的な対策になるんじゃないかなと思うんですけども、現状の除草対策は、今計画的に行っていないと捉えていいんですか。それとも計画的に取り組んでいるけれども、そういう状況にあると考えていいんでしょうか。

**○委員長（森結実子君）** 都市整備局総務課長。

**○都市整備局総務課長** 除草対策についてお答えいたします。

基本的に、除草対策につきましては定期除草を基本としてございまして、道路につきましては中央分離帯や植樹帯の除草は市街地等では年2回、その他の箇所では年1回、のり面等については年1回としております。また、公園につきましては、公園愛護会が結成されていない公園については年2回と、あと河川につきましては、河川の護岸等については年1回を基本としてございます。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 佐藤委員。

**○委員（佐藤栄作君）** 定期除草されているということなんですけれども、本会議でも各区の今の現状について写真をお示しさせていただいたとおり、なかなかそのような成果に至っていないというところもあると思います。なので、やっぱりもう少し予算の拡充も含めて考えていけないといけないんじゃないかなと。今暑くなって、草の伸びるスピードというか、非常に早くなっているので、これまでの年2回でもやっぱり追いついていないのが現状だと思うので、防草対策もそうなんですけれども、やはり基本の除草対策について、しっかりと予算の面で配慮していただきたいなと思います。

それと、これから防草対策について計画を策定するということなんですけれども、それはそれでやってもらいたいと思うんですが、今まさに除草から防草に移行中という、その過渡期というか、転換期だと思います。となれば、やはり移行するに際して、その移行期間中において従来の除草水準というのをきちんと維持していかないと、その間、やっぱりほったらかしになっちゃいかんと思いますので、その移行中の今できること、やらなきゃいけないこともしっかりやっていただきたいと要望して終わります。

**○委員長（森結実子君）** ほかにありませんか。井上委員。

**○委員（井上純子君）** 私から複数点質問させていただきたいと思います。

まず、技術監理局から説明がありました、契約の在り方とインフラ保全の見直し、ここはまさに今議会で本会議でも決算特別委員会でも質問、要望させてもらったことがかなり反映された回答のような資料だなということをととても評価しています。ありがとうございます。

ここでさらにストレッチゴールという視点で、細かい部分を深めていきたいと思うんですけれども、まず、契約事務の競争性につきまして、随意契約の競争性アップということで今契約改革を進めていて、令和4年度基準で令和8年度ゴールで随意契約、ここは例外対応なんですけど、ここの15%を30%にするという、こういった細かい目標なんですね。先日の市長質疑の答弁では、基準値の3,000事業を見直さないで、今後も厳しい観点で契約改革を進めていくということだったんですけれども、ちょっと気になるのが契約改革、今26%進んでいるということなんですけど、目標の30%に向けてあと少しだとは思いますが、これがそもそも令和4年度の基準値で、やはり毎年度事業が常に変動していくもので、事業数や事業形態など変更が

あると思います。当初基準値としてピックアップした条件で見ると、実は毎年この事業数となるべきところが変動していくのかなとも思うんですけども、これが今どのような実態としてあって、取り扱っていくのか教えてください。

もう一つ、入札等へ民間事業者の方が自由参入できるように、ホームページを改定されるということなんですけれども、具体的に今どのような視点で見直すのか教えてください。

あと、インフラ保全体制ですね。ここは言える範囲で結構なんですけど、保全体制の観点のレベルの見直しであれば、今までの社会インフラ版をつくった計画とあまり大きな変化が出ないと思っていて、予防保全のほうがいいよねというのは前からずっと言い続けています。新技術も入れたほうがいいよねというのを前の計画からも言い続けていて、でも、できないだったり、大きく変わらないところはやはり組織の管理体制、この縦割りに大きな課題があると私は思っています。実際に機能するためにも、今回組織体制の強化という言葉に触れたこと、これは一歩前進だと思っているんですけど、具体的に組織体制の強化についてどのように考えているか教えてください。

次に、都市戦略局に伺います。今回課題Cとして町なか居住の推進という言葉が触れられています。前から市としては町なか居住という言葉はずっと使ってはいるんですけども、やはり雑草対策もそうですし、雑草を含めインフラ保全、そして、公共交通、こういったことは全てに住民の生活、ニーズがあって付随して発生してくる公共政策でありますので、住民がどこに住むのか、今後人口分布がどうなるのか、ここのハードのエリアマネジメントをはっきり定めないと、正直全部が対症療法で非効率な保全体制にならざるを得ないという視点では、どこに住民を住まわせていくかという、やっぱり明確に市が示していかなければいけないのではないかと思っているわけですね。縦割りで、都市整備局はただ保全するだけですけど、やはり都市戦略局のほうがここをリードして決めないと、ずっと大きく変わらない方針かなと思います。市街化調整区域、やはりここの在り方が重要になってくると思うんですけど、ここまで踏み込むことを想定しているのか教えてください。

最後に、都市整備局です。雑草問題だったりインフラだったりいろいろな問題がある中で、そもそも人口減少、高齢化に合わせると公園は集約、多機能化というのが欠かせないと思っています。以前から私も申し上げているんですけど、民間活力の促進としまして、ここで私は民間売却の可能性も探してほしいということは以前も申し上げた中で、P a r k - P F Iというのが1つ手法で今どこの自治体も頑張っているんですけど、どうしても、公園応援団もそうですし、P a r k - P F Iもそうですし、経済効果がある場所、そういう経済活動が主にぎわいと言われますが、そういった飲食店とか人が集まる、イベント型ができるような、そういったところにいつもP a r k - P F Iという事例はあって、都心部の公園は解決していくんだと思うんですね。公園応援団も人の目に触れるから、広告効果が高いから民間投資が集まりやすい、となると、都心部ばかりに公園の利活用というのは解決されていくという傾向が出てしまうん

ですけど、やはり北九州市の課題というのは、郊外にたくさんある公園をどうしていくかというのが、ここが置いてきぼりになっていくわけなんです。となってくると、郊外型の公園をどうしていくかという話になるんですが、ただ減らしていくというのもありますけど、やはり公園という機能が必要となったらどう残していくかというの両輪で進めていかなければいけないと考えると、何か郊外型のP a r k - P F I、例えば飲食店じゃなくても、観光要素じゃなくてもいろいろ手法はあると思うんですけど、これについて何か取り組んでいく方針があれば教えてください。以上、質問を終わります。

**○委員長（森結実子君）** 契約制度課長。

**○契約制度課長** 随意契約の見直しの今後の取組、それから、入札参加を促すホームページについて御回答させていただきます。

まず、随意契約の見直しでございます。当初御説明差し上げたものは、委員がおっしゃったとおり、令和4年度基準の改善の状況でございます。今回御説明はできていませんが、添付資料2という形で追加ですみません、資料を添付させていただいております。令和4年度の基準の対象のみならず、令和5年度や令和6年度に新たに随意契約が始まったものも当然取組の対象とさせていただきます。ちなみに、令和6年度時点で令和5年や令和6年に随意契約が新たに始まったものも含め、総数のうち競争性のある契約は25.8%になっております。こういったものにつきまして引き続き全体を把握しながら取り組み、報告なども随時させていただきたいと思っております。

それから、参入を促すようなホームページでございますけれども、できることからということで、もう既にホームページの改修等は進めてございます。目標といたしましては、今まで技術監理局独自のホームページを構築しております。手続について説明するといったのを主眼に置いたページだったかと思えます。そもそも新たに契約するためには何の手続が必要かという視点を持ってホームページを作成しております。市のホームページの内部に10ページほど新たなページを作成しておるところでございます。そうすることによって、市のホームページから検索がしやすくなること、それから、そもそも市と契約を付き合いたい方の最初のイロハのイから検索できるような手続をお示しできるようなページをまずは作ってございます。

それから、先ほどのX方針にもありまして、今後は全ての業務委託契約など、市のページから公開するページにリンクなども張らせていただくことによりまして、一体市のどういった部署がどんな契約をしているのかというところに業者の方がアクセスできて、そこに営業に行ったり興味を持っていただくような取組を進めさせていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 技術管理課長。

**○技術管理課長** インフラマネジメントの保全体制につきまして、これまで縦割りの組織でやってきたものを、具体的に今後組織体制でどうやって強化していくのかという御質問について

御答弁させていただきます。

委員御指摘のとおり、これまでインフラ保全につきましては各施設、各管理者がそれぞれの施設を適切に守るということで随時取り組んできたところでございます。そうした中でも今後老朽化の施設がかなり増えていく、予算が限られていくと、そういった中で考え方を見直そうというのが今回のインフラマネジメント、それから、基本計画の見直しでございます。

そうした中の取組の一つとして、これまで個々に取り組んでいたものについて、どういったものが連携してできるのかといったところを今考えているところでございます。例えば、道路橋の補修、メンテナンスをしている部分とかがありましたら、そこにかかっている水道管などもございます。そういったところを一緒に点検とか管理をすることができないかというようなことも1つは考えておりますし、また、それぞれが取り組んでいたもの、例えば老朽化の保全のデータを個々で保管していたもの、そういったものを各管理者で共有できるような形にしまして、その共有の中で対策を一緒に考えていくということも1つでございます。そういったことで、新技術もそうですけれども、データの活用、それから、DXの取組を進めながら、今後組織体制を強化してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** 町なか居住の推進についてお答えさせていただきます。

町なか居住の推進は、一定の人口密度を維持することでスーパーマーケットですとか病院、保育施設など生活サービス施設の維持につながるほか、歩いて暮らせる町を維持することで、人と環境に優しいまちづくりになると考えています。また、安定的な公共交通ネットワークを維持することで、町なか居住者の利便性、快適性を確保できる、それから、災害の危険性の高いところから町なかへ居住を推進することで、災害リスクの低減を図ることが期待できると考えております。

そうした中、居住場所についてなんですけれども、今から市民アンケートですとか不動産業者とかと意見交換を行いながら、例えば世代別で子育て世代ですとか若い世代ですとか高齢者とか、それぞれニーズが違うところもあるかと思えます。そういったところのニーズを把握しながら、どういった場所に居住していただくのが最適なのかというのを今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 緑政課長。

**○緑政課長** 郊外の公園のP a r k - P F Iなどの考え方についてお答えさせていただきます。

委員御指摘のとおり、どうしてもP a r k - P F Iは、やはり収益の上がるようなところを中心に民間事業者は希望されるし、なかなか郊外のほうをどうするのかということなんです、P a r k - P F Iに限らず、こういういろんな制度がございますので、今我々も使われていないだろうというような公園も実際現地を回ったりとか、職員みんなでやっております、その

中でいろいろ近所の人とか、自分の職員の主観も入っているんですけど、考えの中では、やっぱり公園はそれぞれ特性があって一概には言えないんですけども、分区園とって、菜園とかで利用して市民に貸し出したりできれば、公園も管理されて、使われる市民もうれしいんじゃないとか、そういうアイデアベースでは今いろいろ出てきております。そういうことを現地調査も含めていろんなアイデアを出しながら、今後も検討を深めてまいりたいと思います。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** 複数にわたる質問に御回答いただきましてありがとうございます。

まず、契約事務の競争性のところですが、契約改革の分母のところは流動的に対応する、ここはすばらしいなと思っております。ありがとうございます。常にここも流動していくところなので、同じ考え方、基準値というところで定点観測して進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

もう一点、事業者向けの契約のホームページの見直しですが、これまでは契約手続の説明がメインであったところを、事業者が検索しやすくなるように、今どういった契約の募集が出ているかというリンクをつけて、ランディングをよくしていくという話だと思うんですけど、ここはちょっとやはり課題があると思って、最近の市長質疑でも申し上げたんですが、競争性を本当に上げていくということを考えたら、結果的にこのホームページの在り方によって、契約事務の契約改革もより進む可能性が十分連動するものだと思うんですよね。

一般競争入札で登録業者だったら誰もが来れますよみたいな広い間口の、本来原則とする一般競争入札だったらこのホームページもより機能すると思うんですけど、指名競争入札とか、市職員が見積り合わせを独自に行っていく契約基準額の契約とか、どうしても恣意性とか、閉鎖的な部分が生まれてくる中で、やはりじゃあ職員にその負担を負わせるのがどうなのかと私は思っています。

やはり市職員の業務効率化の観点でも、全ての情報をオープンにしていくことによって、業者が見積り合わせをどんどん主体的に進めるような仕組みが理想だと思っていまして、例えば今見積り箱ですか、物品を今事業者がどのくらいで落とそうかなということが金額が見られたりとか、やはり競争性を増すには、A社、B社、C社がそれぞれ今どの金額で落とされようとしているのかとかというのがもうちょっと分かりやすく可視化されるといいなと。極端なことを言うと、板みたいにならざるうちに落とそうとしているみたいな、そういったことができる競争性が一番増すと思うんですけど、この辺の観点での見直しとかあるのか教えてください。

**○委員長（森結実子君）** 契約制度課長。

**○契約制度課長** 委員御提案の内容、競争性をどうやって発揮するのかということについて、いろんな手続のどのタイミングで情報公開していくのかというのは検討しなくてはならないも

のだとは理解してございます。物品などはいわゆるオープンカウンターと言われておりまして、自由に参入できるような制度など、システム化されているものが多くございます。市の職員の場合は、多くが今紙処理で契約事務などを行っているところがございまして、将来的には、今回X方針などでも契約、入札のシステムの更新等、長期的なことにはなりますけれども取り組んでいくことによって、より職員の負担が軽い状態でオープンな情報公開というのをどのタイミングでできるのかというのをやっていきたいとは考えてございます。

ただ、そのシステム改修を待っていると時間がかかりますので、まずは契約結果をスムーズに公開することで、事業者の皆さんが、市がどういった内容、どういった契約、指名競争なのか一般競争なのか随意契約なのかを含めてになりますけれども、結果をお知りいただくことで、より営業をまず促させていただきたい。まずはそこから、今年度からできることからという形で御報告させていただいたところでございます。御提案の内容については引き続き持ち帰り、検討してまいりたい、どうにか実現したいと思っておりますが、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

**○委員長（森結実子君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** ありがとうございます。なかなか理想は今申し上げたんですけど、これが実務としてじゃあどこまでできるのかというのは、おっしゃるとおりだなという部分も十分に理解しました。

ただ、1つこれできるかどうかなんですけど、今統一された基準かがちょっと分かりにくくて疑問がある契約が幾つかあって、プロポーザルをしたときにその契約結果をまずは見せていこうという説明が今あったんですけど、プロポーザルの結果について、やはり疑問を持つ声というのは、常に契約改革を進めながらも生まれています。一本釣りの随意契約よりはプロポーザルのほうが参入できるとは言いながらも、やはりプロポーザルというものも特命随意契約の一つで、本当のオープンかと言われると、一般競争入札ほどのオープン化ではない中のプロポーザルがどういうふうに審査されたのか、今市のほうは外部の審査員も設けて、なるべくそういった恣意性がないように、閉鎖的ではないようにプロポーザルの審査も行われていると思うんですけど、今取った事業者が結果としてぼんと出て、仕様書はあるけども、どういう視点でこの事業者とほかの事業者で差がついたのか、このあたりの情報というのは部署によっても若干出し方も違っているなと思います。事業によってばらつきもあって、契約を担当する部署としてはこのあたりについて統一して情報公開、ただホームページに載せればいいじゃなくて、載せる基準も、ここもルールをよりオープン化して、みんながそれで統一されるほうがいいと思うんですけど、この点何か、事業者名を出さないとか、あと採点する基準の評価の理由とか、このあたりは何か具体的にもうちょっと踏み込むのか、言える範囲で教えてください。

**○委員長（森結実子君）** 契約制度課長。

**○契約制度課長** プロポーザルの制度でございまして、2種類ございまして、いわゆる指名型

と言われているプロポーザルと公開型と言われているプロポーザルがございます。公開型プロポーザルは、一般競争入札と同じように広く参加者を募って資料を出していただく、これはかなり一般競争入札に近いのかなと思ってございます。そこはどうやって評価するのかというのは、基本的には事前にどういったことが評価されるのかというのを公開した上で、入札に参加していただくということが原則になってございます。

委員御指摘の例えば閉鎖的と言われている、指名型と言われているプロポーザルでございますが、指名競争入札と同じような状態でされているものも一部あることは承知してございますが、原則公開型でプロポーザルを行うようにといった形で運用をさせていただいています。市のホームページでも事前に公開させていただくというのを原則として、今こういう公募をしていますというのをオープンにするというのを原則とさせていただいています。

なお、基準についてでございますが、それぞれの業務に応じて評価すべきもの、評価しないべきものというものが異なっていること、それから、公開上は成績が非公開となっているものについては、審査の過程では業者名を伏せた状態で平等に審査できるような情報となっておりますので、そこら辺と加味して結果はA社、B社、C社それぞれ何点でしたよという形で公開させていただいているところでございます。

それから、外部委員の採用についてでございますが、以前から御指摘いただいているとおり、選定には外部の目、客観的な視点というのを入れるべきというのは十分理解させていただいておりますし、周知も引き続きさせていただいているところでございます。そこら辺の実態を私どももオンタイムでなかなか把握できていないというのが実情でございますので、極力各現場の業務所管課のほうで計画するときから、私どもがアドバイザーとして入れるような、そういった仕組みづくりや情報の共有など、今後は引き続き努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** ありがとうございます。そうなんですよね、契約室が今ガイドラインではこのように原則求めていますよといっても、やはり事業課がその選択を取るかどうかは事業課に任せているから、理想と現実が違うということが起きてしまって、ホームページでせっかく公開するような場所や仕組みをつくっても、事業課がそこに、同じ基準の原則で公開しなければ、公開されない情報にひもづいてもしょうがないなと。やはり事業者としても、また分からない情報にたどり着いたってしょうがないなと思うので、やはり契約室がより原課のほうにリーチできるかがすごく重要になってくると思います。

これは1つ指摘なんですけど、北九州市役所の地下食堂がオープンして、これも久しぶりにテナントが入ったということでうれしい事実ではあるんですけども、これはプロポーザルで業者が手挙げで、4社ぐらい手が挙がったと聞いています。例えば、コンビニのほうは賃借でちゃんと家賃が発生しているんですけども、食堂に関してはもちろんイニシャルコストもある

ということか、5年間、下手したら10年無料になるような、すごく取った事業者がかなり優遇されるような、サービスの契約の内容だったんです。今回、複数社が手を挙げる中で、これがよりによって原則の外部審査を入れましょうねじゃなくて、全部内部の職員で行われていた、これは私は問題だと思っています。職員だけが使うわけではないから、職員だけが使うにしても、やはり公共事業というのはどういうふうに税金が使われるのかという可視化される、同じ競争性がなければおかしい話だと思っています。

実際に、地下食堂の事業のように、こういった何社も手を挙げるような長期の契約で、結果として内部で審査をやってしまった、ここはすごく残念な事例だなと思っています。もう契約してしまったものは取り返しがないからこそ、こういう契約の動きがあるときに、契約制度課がどう介入できるか、ここは今後も厳しく、もう今からこういうことが起きないように努めていただきたいということを要望させていただきます。それを踏まえてのホームページの改正があるんだと。だから、またオープンにする前にオープンにできる契約なのか、実際にちゃんと事業者が参入できるものになっているかという実態まで介入していただきたいということを要望します。

インフラ保全の体制の見直しですね。ここは本会議でも申し上げたんですが、連携とか一緒に点検とか、今することを共有とか、どんなふうに保全した、修繕したんだよとか技術の共有、ここって結局今までとあまり変わらないなと思うので、もっと全体をふかんしたマネジメントが欲しいと思っています。今から策定していくということなので、ここは全体のマネジメントの共有ですね、やはり総額、投資的経費をどう抑制するかとなったら、全体のふかんがかなり確実に必要になってきますので、ここの視点は必ず入れてほしいということを要望します。

都市戦略局から、町なか居住の推進について答弁ありがとうございます。今から市民アンケート、不動産業者とかのアンケートも取るということなので、ここも本当に市街化調整区域になってしまったら地価が下がるのかというところ、よく地価が下がるとか固定資産税の評価が下がるという御指摘の声もあるんですけど、やはり不動産業者と話していたら、そもそもハザードエリアで、そもそも売れない、価格としては下がっている。だから、市街化調整区域によって下がるというよりは、そもそも下がっているんじゃないかという声もいただくことがあって、やはりそういった意味でも事業者のアンケート、声を取るというのはすごくいい取組かなと思います。そして、固定資産税も今後下がるかもしれないということを考えた市民のアンケート、ここはニーズが必ずあると思いますので、ぜひ、市街化調整区域という言葉はなかったんですけども、そこに結びつけてほしいなということを要望します。

最後に、都市整備局の公園の利活用のところですね。P a r k - P F Iという言葉を上申しましたけれど、郊外型の公園をどうするか、ここが本当に今北九州市の問題、恐らくここかなど。有料公園は有料公園で都市戦略局がきっと頑張るでしょうから、郊外型もここが一番市民の負担にもなっているから、結構喫緊の課題だと思っています。だからといって除草の費用

をどこまでやるかというのも課題ですから、ここはもう急がなければいけないと思っています。

ですから、P a r k－P F I 以外も検討して、今実際に現場を回られて、市民の貸出しの菜園とか、こんなの本当、私も市民から相談を受けたことがあるので、ここもすごくいい案かなと思っています。ぜひP a r k－P F I だけではなく、もちろん保育とか、福祉とか、そういった目的でもP a r k－P F I ってできたかなど。P a r k－P F I じゃなかったかもしれないですけど、民間活用というのがいろいろ、例えば一部占有とか貸出しとかいろいろと方法があると思います。そういったことも含め、ぜひ郊外型の公園をどうしていくのか、今アンケートを公園愛護会にも取られているということなんですが、愛護会が撤退していく可能性も含め、愛護会が入っているところも、そして、入っていないところはすぐにでも取り組んでいただきたいなど、ぜひ頑張ってもらいたいということを要望して、終わります。

**○委員長（森結実子君）** ほかにありませんか。山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 私は、どの局にということはないんですけども、このX方針が委員会で報告されるのは初めてだと思うんですけども、そもそもこのX方針を定めることによって、これまでの原局の在り方と何が変わってくるのかということですよ。今までも恐らくは問題意識を持って取り組んでこられたと思います。民間活力を利用してということも含めてですけども、やってきたんだろうと思います。ただ、これがX方針を定めることによって今までと何が違うのか、ちょっと教えていただけませんか。

**○委員長（森結実子君）** 技術企画課長。

**○技術企画課長** 委員御指摘の質問についてなんですけれども、端的に言いますと、局・区X方針の狙いというところを3つ上げさせてもらっております。まず、1点目に、局長級職員がリーダーシップを発揮して課題解決に取り組むということ、2点目は、この課題に取り組む姿勢というのを局内職員で共有して、職員全体の変革マインドを意識づけていくということ、3点目ですけども、これはこの課題に取り組む経過を市民に公開することで、市民からも市政変革に対する理解促進、あるいは透明性確保というところを図っていくところ、その3点と考えております。以上です。

**○委員長（森結実子君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 多分どの局も同じ答えだろうと思うんですけども、じゃあ局長のリーダーシップってこれまでなかったんですか。局長が問題意識を持って取り組んできたんじゃないんですかということの裏返しだと思うんですよね。そこら辺はどうなんでしょうか。

**○委員長（森結実子君）** 技術企画課長。

**○技術企画課長** 課長級職員が答えるのもあれなんですけれども、当然局長級クラス、区長クラスの職員ですので、これまでも特に変革意識を持って取り組んできたところがございます。ただ、少し新しいなと思うのは、それが局クラスだけではなくて各区、7区の区長にも同じように、局長と同じようなマネジメントを求められているところかなと思っています。

また、局長のリーダーシップというのは今までも発揮されてきたところだと思いますけれども、そこが2点目の職員、部長、課長だけではなくて、係長や若い職員、主査クラスを含めてですけども、そういうところまで、どこまで浸透するかというのはありますけれども、各局で変革に取り組んでいくということが大事なのかなと考えてございます。以上です。

**○委員長（森結実子君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** ポイントは横のつながりですよ。縦割り縦割りと言われた行政の在り方を、横串を指すということがどうなのかということにポイントがあるんだと思うんですよ。そうすると、やはり現場の声だとか、それから、市民の声、こうしたところにどう反映されていくのかということが一番重要になってくると思うんです。現場が一番市民と接しているわけであって、そこでどうリーダーシップを発揮していくかということも1つ考えておかなければいけない。となると、やはり横のつながりを担保するための現場の意見、そして、市民の意見がどう反映されていくのかという仕組みについてはどうなっているんですか。

**○委員長（森結実子君）** 技術監理局長。

**○技術監理局長** 今の山内委員から御指摘のあった市民の声、現場の声ということでございますけども、我々は今回X方針を昨年度からやっている中で、下手すると今までの取組をただ流していくということもございました。そのような中で、技術監理局の一例ではございますけども、今回契約改革をやるに当たっては、市の中の契約制度を使っている方の職員の声を聞く、それと、あと契約事務の関係でいくと業者の声を聞く、それから、現場のDX、建設現場でやっていますけども、何が課題になっているのかといったことについては、アンケート調査をやっているいろいろと課題をあぶり出して取組に反映したということもやっております。ですから、ほかの局も恐らくそうだと思うんですけども、まず、外の声を聞く、市民目線で物を考えるということについて改めて文書化して形にしたというところ、それと、そういう取組をいわゆる職員と一緒に、我々技術監理局では若い職員のプロジェクトチームをつくって、いろんな声を拾ってもらったということもやっております。ほかの局もそのようにやっていると聞いております。そういった新しい行動を1つ形にしていったということもこのX方針、意義ある取組だと認識してございます。

先ほどあったように、局間連携といった観点もこの中にはいろいろと含まれておりますので、そういうふうに御理解いただければと思います。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 私は、行政の変革は必要だろうとは思っていますけれども、ただ、やはり現場職員の声だとか市民の声、これを生かすこともリーダーシップだろうと思っているんですね。だから、決して会議というか、方針が経費削減の競争にならないことを望んでいます。それから、めり張りが必要なんだということも要望して終わります。以上です。

**○委員長（森結実子君）** ほかにありませんか。片山委員。

**○委員（片山伊君）** 除草対策を除草から防のほうに置き換える、そうすると、変な話だけど、ビッグモーターのときは防のほうに行き過ぎたものだから、多分法律的に訴えたりしたんだと思います。そこで、除草から防草に変えていくということは、草はいいけど、これから花やら、それから、木なんかを防のほうにかじを切ったんだからといって、緑をなくす方向に行ったらいけないので、ビッグモーターの関係はこうでした、それから、我が市としては除から防に変えますけどこうです、というはっきりしたことがしっかりあったほうがいいと思うので、その辺は議論の中に、そしたらビッグモーターの件はよかったのかみたいな議論はなかったかどうか。当時はたしかビッグモーターの除草対策が行き過ぎて、草は枯れたけども、大きな立木まで枯れたのがいかんやったんやないか、たしか訴えたんでしょ。僕はそのとき議員じゃなかったけど、当時空港に行くときは、ここがきれいになってよかったなという思いがあった。そこらは行き過ぎたと思ったんだけど、我が市は除から防に切り替えることについては、ビッグモーターの関係はこうでしたと1回整理して、それから、飛躍して木を切ったり緑をなくす方向に行かないようにしてほしいなと思います。森委員長がおるけど、競馬場の木は歩きにくいから切れという議論もあつたりしたけど、どうも緑をなくす方向に行ったらいけないので、そこは注意を含めて、答えにくかったら答えんでもいいけど、どうなのかね。

それから、もう一個だけ、公営住宅を任せる指定管理の住宅公社の評価はCやったような気がするよ。そこにあまり強調し過ぎるよりも、住宅公社にはやっぱりせめてCの上の、これは市から言えばいいんだけど、BかAを目指してくださいというふうにやらんと、ABCで我々評価するので、これ文書を見ると、公社のいいあれを生かしてうんぬんとあるけど、公社にはやっぱり市のOBもたくさん行っているわけだから、現役も行っているわけだから、せめてBを取らんと駄目よという指導をしてください。これは注文です。

**○委員長（森結実子君）** 都市整備局総務課長。

**○都市整備局総務課長** 除草に対してお答えいたします。

今、委員御指摘がございました除草に関しましては、除草から防草というところで現在基本戦略の策定をしております。年度内に策定する予定にしておりますけれど、その中で道路、河川、公園それぞれの特性……。

**○委員（片山伊君）** そんなことはどうでもいいと。そういう方向に行かないという方向だけ言ってもらえばいいんよ。ああだこうだ言わず、だから、そのビッグモーターの件は議論があつたかどうかということを聞いているだけ。だからほかのことは並べんでいいけん、公務員の悪い癖、そういうふうに並べるの。

**○都市整備局総務課長** 申し訳ございません。ビッグモーターに対しては、特に議論はありませんで、緑の保全という多角的な要素も考慮しながら現在検討しております。

**○委員長（森結実子君）** ほかにありませんか。成重委員。

**○委員（成重正文君）** 1点だけ、要望ですけども、公園愛護会の件であります。相談を受けた

件ですけれども、公園愛護会が設置している倉庫がありますが、倉庫は長年使って、雨風に吹かれて下のほうがさびて雨が入ってくると。それでも倉庫の設置は愛護会でしなきゃいけないので、市に話しても何もできないということで、ただ、それでいいのかなというのがあります。

今回アンケートを取っていただいたりして検討していただくので、要は、そういう要望があるところは写真を撮って補助金を出すとか、何十年もたっていると思いますので、補助金なりお金を出していただくなり、その辺を愛護会の継続ということでいくと、そこは検討していただきたいと思っておりますが、これはどうでしょうか。

**○委員長（森結実子君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 今我々のほうで状況が分からないので、どうかというところはありますけれども、そういう声はお聞きさせていただいて、区役所と共々相談させていただきながら、対応できる方策というのは考えていきたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 成重委員。

**○委員（成重正丈君）** そうですね。愛護会の方々も年齢がかなり上がってきておりますので、そういう御要望に応じていただければと思います。よろしくをお願いします。

**○委員長（森結実子君）** ほかにありませんか。中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 1点だけ伺いたいと思っておりますが、このX方針の中で都市戦略局ですけれども、課題Bの中で都市機能の更新と町の魅力向上というのがありまして、小倉、黒崎地区において民間投資の誘導先をまとめるということの内容が記載されておりました。特に、令和6年度から小倉駅を中心にコクラ・クロサキリビテーションということで、B I Z I A小倉であったりとか、京町センタービルも今進んでいるかと思うんですけれども、資料を見ますと、今年度に市場調査が含まれておりました。小倉駅を中心として、大変古い40年以上たっているビルも多くあるかと思うんですけれども、そういったところをどう開発していくかということで、非常にこれからの課題としてあるかと思っております。B I Z I A小倉や京町センタービルが進んでいる中で、今後どういったところに着目をして、新たな第3弾、第4弾の小倉駅の開発、これは非常に大事なことだと思うんですけれども、現状と、今後どういった方向で進んでいくかというのを伺いたいと思っております。

**○委員長（森結実子君）** 小倉再生担当課長。

**○小倉再生担当課長** 小倉地区の開発について、今後どのように考えていくのかという御質問でございます。委員からもありましたB I Z I A小倉だとか京町センタービル、こういった新世代型のオフィスビルのような需要はまだまだございますので、そういった開発が進むように、また今後都市デザインとかのほうで頑張ってもらいたいと思っております。

そのほかにも宿泊、観光市場といったところ、小倉は新幹線に直結していて交通利便性の高いエリアでもございますので、そういった市場などのトレンドも把握しながら、複数都市開発ですね、複数要素を兼ね備えた都市開発が進むように取り組んでまいりたいと考えてござい

す。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 分かりました。小倉駅周辺で需要があるという御答弁でありましたので、例えば第3弾が今現状、ちょっとまだ言えない状況かもしれないんですけども、例えば5年以内にどれぐらいの開発、こういった京町センタービルとかBIZIA小倉のような、ある程度目標があったほうが気持ち的にも積極的に進んでいくんじゃないかなと思うんですけども、例えば5年以内に何棟目指すとか、そういった目標みたいなのはあるんでしょうか。

**○委員長（森結実子君）** 小倉再生担当課長。

**○小倉再生担当課長** コクラ・クロサキリビテーション、こういったものの目標数値があるのかというふうな御質問でございます。令和3年10月からコクラ・クロサキリビテーションを実施しておりまして、これまで様々なところから約50件を超える御相談、あと、実績としては委員がおっしゃったとおり小倉地区でBIZIA小倉、黒崎地区でも1棟、合計で4棟実績としてございます。一棟でも多い開発というのが本音のところでございます、それが幾つかというところまではすみません、ちょっとまだ持ち合わせてございません。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 分かりました。小倉、黒崎は大変に重要な場所でありますので、しっかり開発に進んでいく目標というのはやっぱりあったほうがいいかなと思いましたので、そこは要望とさせていただいて、私からは以上で終わります。

**○委員長（森結実子君）** ほかにありませんか。

ほかになければ、ここで次の報告に関係する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

**○委員長（森結実子君）** 次に、都市整備局から且過地区土地区画整理事業に関する事業計画変更案の縦覧について、皿倉山滑り台あり方検討会議についての以上2件について、一括して報告を受けます。神嶽川且過地区整備室長。

**○神嶽川且過地区整備室長** 且過地区土地区画整理事業に関する事業計画変更案の縦覧について御報告をいたします。

タブレットの資料1ページを御覧ください。且過地区土地区画整理事業は、且過地区の浸水被害や建物の老朽化といった防災面の課題を解決するとともに、長年市民に愛されている且過市場の魅力をさらに高めることを目的に、官民一体となって取り組んでおります。令和3年2月に事業計画を決定し、令和6年1月に第1回計画変更を行い、このたび第2回事業計画変更案がまとまり、縦覧することとなりましたので、御報告をいたします。

今回の事業計画変更は、事業期間と資金計画の2点の変更を行うものです。

まず、事業期間の変更についてです。ページ下段の右側の図を御覧ください。オレンジ破線で囲んだ部分、河川上空建物の解体において、令和6年度の基本設計の結果、安全性を最優先

とするため、施工方法を機械施工から人力施工に変更する必要が生じ、相当の期間を要することが分かりました。これにより、図の左側、且過市場北側のD、E地区の整備が、当初予定していた事業期末の令和9年度末を越え、このたび事業全体の完了時期が令和12年度末となる見込みとなるものです。

続いて、タブレットの資料2ページを御覧ください。資金計画の変更について説明いたします。今回変更となる項目は、表の右側の増減額欄に数字が表示されている項目となります。

まず、①支出について説明いたします。支出については、資材価格や労務費の高騰、さらに、現場の地中から出土した瓦れき類の撤去といった現地状況の影響などにより、公共施設や立体換地建築物の整備費が増額になる見込みであるため、支出の合計が57億2,900万円、現計画から9億8,000万円増額する計画となっております。

次に、②収入についてです。収入の増額について、国との協議の結果、その財源の内訳は、国の補助金である社会資本整備総合交付金が3億5,700万円、市単独費が6億2,300万円増額となっております。なお、保留地処分金は計画上の値でございます。今から売却した後に処分金額をもって確定をいたします。

最後に、事業計画変更案の縦覧について報告いたします。今回の事業計画変更案について、土地区画整理法第55条第1項に基づき、令和7年10月16日木曜日から10月29日水曜日まで、都市整備局神嶽川且過地区整備室、北九州市立商工貿易会館5階におきまして縦覧を行います。市公報、市政だより、関係者への案内文などにより周知を行います。

また、土地や物件の権利者など利害関係者の方からは、10月16日木曜日から11月12日水曜日までの間、意見書の受付も行います。その後、早ければ今年12月に国から事業計画変更の認可を受けた後、公告を行う予定です。引き続き、安全な且過市場、魅力ある且過市場をつくるという大目標に向けて、官民一体となって取り組んでまいります。

なお、参考資料として、本日の経済港湾委員会における産業経済局報告資料を添付しておりますので、改めて御覧いただければと存じます。以上で報告を終わります。

**○委員長（森結実子君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** 皿倉山滑り台あり方検討会議の件について御報告いたします。

皿倉山の滑り台について、まず、会議名称は皿倉山滑り台あり方検討会議です。設置日は令和7年9月24日です。

次に、検討会議の設置目的です。今回複数のけがが報告された皿倉山滑り台については、現在は遊具の安全基準上の対象年齢であります6歳から12歳に限定して運用を行っております。

皿倉山は、市民に広く愛されるとともに、国内外から幅広い年代の観光客が訪れる観光スポットであることから、一連の経緯を確認し、今後の在り方等を検討する会議を設置することといたしました。

この検討会議の構成員の方の紹介です。まず、ZEN大学副学長・教授の上山信一副学長、

それから、八幡病院副院長、整形外科の御専門の岡部聡先生、それから、明治学園中学校・高等学校校長の高橋英樹先生、それから、平和通り法律事務所代表の小鉢由美弁護士、また、本検討会議のアドバイザーは、九州共立大学スポーツ学部講師の中村有希先生、また、一般社団法人公園施設業協会理事の石抜博史理事となっております。

最後に、今後のスケジュールといたしまして、年内の中間報告をめどに適宜検討会議を開催いたします。

以上で報告を終わります。

**○委員長（森結実子君）** ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。井上委員。

**○委員（井上純子君）** 皿倉山の滑り台あり方検討会のみ質問させていただきたいと思います。

まず気になったのが、今回検討会を立ち上げたということの報告の説明だと思うんですけど、会議の名称は皿倉山滑り台あり方検討会議ということで、今まで皿倉山スライダーとか、滑り台よりスライダーということで共通の言葉を使っていたかかと、市の発表の資料もですね、それに基づき対外的に出ている情報というのがスライダーという言葉で認知されていると思うんですけど、ここを今回新たに滑り台に変えた理由があれば教えてください。

それと、やはり設置目的ですね。市というのが何でも第三者に在り方検討会というのを投げるんですけど、決めるのは市ですよ。ただ、相談相手が第三者委員会ということで、そして、決める側はどうありたいかをまず持っているかという方向性が、相談する側は重要だと思うんですよ。自分がどう考えているか分からないのに第三者に相談されてもしょうがないなと思っているので、この在り方の市が求めていく方向性が分かればと思います。市民に広く愛されることから、国内外から幅広い世代の年代の観光客が訪れる観光スポットという状況も踏まえて在り方を検討するということなんですけど、市としては今6歳から12歳に限定して運用しているのを広げていきたいのか。今後も設置継続だとは思いますが、ここの軸を明確にお答えいただければと思います。以上です。

**○委員長（森結実子君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** まず、名称をスライダーから滑り台に今回変えたというお話なんですけども、ちょっと以前からスライダーではなく滑り台ということで我々は呼び方を変えさせていただいてまして、スライダーという名称は一般的には、広く言えば滑り台の一種なんですけど、何かウオータースライダーとか、ちょっとアトラクション的な意味合いで捉えられる方もいらっしゃるんで、今回は公園の施設で言えば正式名称は滑り台という形になっていますので、滑り台で統一してお話しさせていただこうという形になっております。

それから、あり方検討会議の方向性だとか、そういった話だと思うんですけども、検討会議ではこれまでの一連の経緯、それから、事実関係を明確にして、専門家である構成員の意見を

伺うこととなっております。具体的な滑り台の利用の在り方について、予断を持たずに議論を行うということになっております。それから、利用者に安心感や信頼感を持っていただけるような対応策についても、構成員の方々から幅広く御意見をいただきたいと考えております。

委員のおっしゃるとおり、この検討会議は市政運営の参考とするものであり、いただいた御意見を参考に、最終的には市の方針を決定するといったものでございます。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** まず、名称についてはアトラクションと混同されないようにということと滑り台に統一した、ここは理解いたしました。ありがとうございます。

もう一つ、私が今質問したこのあり方検討会、相談役ですね、市が決めるということは、今答弁で言われたとおりの同じ共通認識だなと思うんですけど、安心感を持てるように御意見をもらっていく、ただ、市としては安心感を持てるように御意見をもらって、どうしていきたいか、例えば6歳から12歳、幅広く利用されたいけども、問題ないんですかという聞き方なのか、市としてはそもそも継続としていかなものかとか、そのレベル感の聞き方がやはり相談側としてはあると思うんですけど、ここの軸です。ここはいかがでしょうか。

**○委員長（森結実子君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** 委員御存じのとおり、現在は6歳から12歳に限定してという運用をしているんですけども、最終的には今けがをされている方がもうほとんどが大人ということも踏まえて、今後は滑り台の在り方に関して、禁止も含め、予断を持たずに議論を行っていくと、決めつけずに、予断を持たずに議論を行っていただくというふうなことを考えております。

**○委員長（森結実子君）** 井上委員。

**○委員（井上純子君）** ありがとうございます。私としては実際に我が子を連れていくと、中・高生の子供とかめいっ子とか小学生もいたり、兄弟によって小・中学生にまたがったりもするから、下の子しか滑れない、上の子は見ているしかないとか、やはりけがをしない若者、子供たちがどんどん活発に、気をつけてくださいねという注意事項を守ってさえもらえれば、どんどん滑ってもらったほうがいいのかなと。親としても、お姉ちゃんは滑ったら駄目なのよと言わざるを得ないという現実がありまして、やはりここはルールをしっかりと守って、滑り方ですね、私も実際にめいっ子を連れて行って、安心して滑ることができたからこそ、ルールをしっかりと守ってもらう、警鐘だけ鳴らしてもらえれば。やはりそこは保護者や子供たちに任せってもらうような、そういった意味で年齢幅を広げることも含めた、市としては問題ないので、御意見を第三者からもらえれば、そこの幅を広げるような議論になればいいなということで質問させていただきました。そこは広げるように議論であってほしいということを要望させてもらいます。

あともう一点、このあり方検討会で議論となっているのが、公開の在り方について御指摘の声も今ある中で、これは私の要望なんですけれども、基本的に議会側も行政側も市民の公金を

使った公共事業でありますから、公開されることが原則として望ましいと思っています、議会もですね。ただ、ここで個人情報もあるということなので、公開の在り方として、私は必ずしもリアルタイムで傍聴をしなくてもいいのかなと個人的には思っています。なぜなら、個人情報もありますから、必ずしも傍聴は要らないだろうと。ただ、やはり今後あり方検討会の御意見をもらって市が決定していく、やはり決定の情報のプロセスが見られることが市民としては一番有益になりますので、議事録だったり要旨をしっかりと、どういうステップで議論が行われて決定に至ったかという、私は事後で結構ですので、議事録をしっかりと出してほしい。そこで個人情報を隠した上での公開ということを要望も加えてさせていただきます。以上、終わります。

**○委員長（森結実子君）** ほかにありませんか。佐藤委員。

**○委員（佐藤栄作君）** 滑り台のあり方検討会の件なんですけれども、今、井上委員からも方向性についてとか意見があったと思うんですけれども、そもそものコンセプトが、検討会議の設置目的の中にも書いているように、皿倉山は市民に広く愛されているということ、それから、観光スポットなので国内外から幅広い世代の観光客の方々等に楽しんでもらえるようなものとして設置をされたと理解しています。もともとこの滑り台は、6歳から12歳までを対象というか、限定して設置したものではないと思うんですけれども、いかがですかね。僕は大人も子供も、それから、インバウンドのお客さんも含めて、誰もが楽しめるような遊具であってほしいと思っているんですが、どうなんでしょうか。

**○委員長（森結実子君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** 遊具自体は対象年齢が6歳から12歳ということにはなっているんですけれども、例えば大人が使う場合にも、利用のルールをしっかりと守って、安全に使っていただければよろしいかということは当初から考えておりました。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 佐藤委員。

**○委員（佐藤栄作君）** 分かりました。ということは、6歳から12歳というのがあくまでも推奨の年齢であるけれども、正しい滑り方をして、大人も子供も観光客の皆さんも楽しんでもらいたいという思いが込められた滑り台であったということで理解してよろしいでしょうか。

**○委員長（森結実子君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** 委員お話しのとおりです。以上でございます。

**○委員長（森結実子君）** 佐藤委員。

**○委員（佐藤栄作君）** 分かりました。ぜひそうあってもらいたいと思います。やっぱり6歳から12歳の子供しか滑れないものに4,000万円以上の公金を支出して遊具を整備するというのは、やっぱりそれに対するいろんな意見も当然出てくると思いますので、これだけの投資をした以上は、もっと幅広い世代の方々楽しんでもらえるような遊具になってもらいたいと思っています。

それと、なぜこの問題がいろいろと大きくなったかというのは、やっぱり最初の対応がちょっとまずかったんじゃないかなと思うんですよね。けが人が出た後にすぐにやっぱり休止をして、そして、今回のあり方検討会議のような、第三者からいろんな客観的な分析、検討を行っていただいて、その上で持続的な安全対策をしっかりと議論して講じていく、それによって再開をするという、こういう当たり前の一連の流れができていないからこそ、いろんな声が出ているんだと思うんですよ。

この遊具というのは、100%安心・安全なものというのは存在しないと思います。ただ、やはりこれだけ短期間に多くの事故が起きたわけですから、何かしらの不具合があるので、しっかりここは休止をした最初の段階で検討会を立ち上げて検証する、分析をする、その上で再開というふうな流れをやってもらいたかったなと思います。

それと、あとは運営の在り方なんですけれども、公開、非公開等ありますが、これについてはこれまでも議会の中で様々な意見が出ていますので、もうこれ以上申し上げませんが、しっかりと議会の各議員の意見を受け止めていただいて、皆さんが納得できるような運営をやっていただくように働きかけていただきたいと思いますということを要望して、終わります。

**○委員長（森結実子君）** ほかにありませんか。ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

**○副委員長（中島隆治君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** 皿倉山の滑り台のあり方検討会設置についてお願いと質問なんです、今お二人の委員からもありましたように、私も原則公開だと思っております。公開をしないことによって、要旨だけの発表にすることによって何か隠蔽されているんじゃないかとか、やましいことがあるのではないかと市民から疑いをかけられる可能性もあります。議会も、本当にその要旨だけでいいのかと思ってしまうところもあると思います。それで、これは市民の方も議会も大変注目をしているところではありますので、オンタイムで公開というよりは、きちんと議事録を出すとか、詳細な報告書を上げるということは絶対に必要だと思っておりますが、それについていかがでしょうか。

**○副委員長（中島隆治君）** みどり公園課長。

**○みどり公園課長** 我々で考えておりますのは、まず、年内に中間報告をお出ししたいということが1つあるのと、会議の後にはできるだけ早いタイミングで要旨等を公開して、皆さんにお知らせしてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○副委員長（中島隆治君）** 森委員。

**○委員（森結実子君）** 局の皆さんにはちょっとお調べしていただきたいんですが、島根県の中中部にある邑南町という町があるんですが、ここで2023年8月にウォーターライダーを使っていた子供が、上からまた来てしまった子供と衝突をして死亡するという事故が起きています。これについて、この町はこの検討会をつくった上で、詳細な報告書ときちんとした議事録をホ

ホームページで公開をしています。個人情報が出ないようにきちんと消して、なおかつきちんと公開をしています。やはりこうやってきちんと出されると、もう二度とこういう事故を起こさせないというその町の決意だとか、真摯な対応だとかが見えるわけですね。そうすると、やっぱり町と町民との間にも信頼関係が築けると私は思っていて、今これを要旨だけしか発表しないというのは、本当に危険だと思っています。

それで、私はこの邑南町というところにも電話をしてみました。この検討会とか担当していた職員に話を聞きましたが、うちの市の担当局が懸念をしている、公開したら委員からの活発な意見が出てなくなるという話でしたが、これを公開したことによっても、委員の言葉が独り歩きをして、または苦情の電話が来るということは一切なかったと、そういうふうに話しています。やはり誠実な態度を取れば誠実な思いが返ってくると私は信じております。これは本当に重要な話なので、邑南町はそれこそ職員の方の処分とか厳しいこともなさっています。それはもう死亡事故でありますから、しょうがないのかなとは思いますが、あまりにうちの市と対応が違い過ぎるので、私は誠実な対応をしていただきたいと、これは要望として終わりにいたします。以上です。

**○副委員長（中島隆治君）** ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

**○委員長（森結実子君）** ほかに御意見ありますか。

ほかになければ、以上で報告を終わります。

本日は以上で閉会いたします。

---

建設建築委員会	委員長	森	結実子	㊟
	副委員長	中島	隆治	㊟